

宍粟市消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項の規則で定める金額を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

宍粟市長 福元晶三

宍粟市規則第37号

宍粟市消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項の規則で定める金額を定める規則の一部を改正する規則

宍粟市消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項の規則で定める金額を定める規則（平成18年宍粟市規則第49号）の一部を次のように改正する。

次の表の左欄に掲げる規定を同表の右欄に掲げる規定に改める。

改正前			改正後		
宍粟市消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項の規則で定める金額は、次の表の左欄に掲げる介護を要する状態の区分に応じ、同表の中欄に掲げる介護を受けた日の区分ごとにそれぞれ同表の右欄に掲げる金額とする。			宍粟市消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項の規則で定める金額は、次の表の左欄に掲げる介護を要する状態の区分に応じ、同表の中欄に掲げる介護を受けた日の区分ごとにそれぞれ同表の右欄に掲げる金額とする。		
介護を要する状態の区分	介護を受けた日の区分	金額	介護を要する状態の区分	介護を受けた日の区分	金額
常時介護を要する状態	1 1の月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき(次号に掲げる場合を除く。) 2 1の月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき(その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあつては、当	その月における介護に要する費用として支出された費用の額(その額が <u>172,550円</u> を超えるときは、 <u>172,550円</u>) 月額 <u>77,890円</u> (新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月にあつては、介護に要する費用として支出された額)	常時介護を要する状態	1 1の月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき(次号に掲げる場合を除く。) 2 1の月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき(その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあつては、当	その月における介護に要する費用として支出された費用の額(その額が <u>177,950円</u> を超えるときは、 <u>177,950円</u>) 月額 <u>81,290円</u> (新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月にあつては、介護に要する費用として支出された額)

改 正 前			改 正 後		
	該介護に要する費用として支出された額が <u>77,890円</u> 以下であるときに限る。)			該介護に要する費用として支出された額が <u>81,290円</u> 以下であるときに限る。)	
随時介護を要する状態	<p>1 1の月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき(次号に掲げる場合を除く。)</p> <p>2 1の月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき(その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあつては、当該介護に要する費用として支出された額が<u>38,900円</u>以下であるときに限る。)</p>	その月における介護に要する費用として支出された費用の額(その額が <u>86,280円</u> を超えるときは、 <u>86,280円</u>) 月額 <u>38,900円</u> (新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月にあつては、介護に要する費用として支出された額)	随時介護を要する状態	<p>1 1の月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき(次号に掲げる場合を除く。)</p> <p>2 1の月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき(その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあつては、当該介護に要する費用として支出された額が<u>40,600円</u>以下であるときに限る。)</p>	その月における介護に要する費用として支出された費用の額(その額が <u>88,980円</u> を超えるときは、 <u>88,980円</u>) 月額 <u>40,600円</u> (新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月にあつては、介護に要する費用として支出された額)
備考 この表において、下線を付した部分は改正箇所を示す。					

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の宍粟市消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項の規則で定める金額を定める規則の規定は、令和6年4月1日以後の期間に

係る介護補償の額について適用し、同日前の期間に係る介護補償の額については、なお従前の例による。